定　　　　款

（令和8年6月23日　現在）

株式会社 カノークス

定　　　　款

第 1 章　　総　　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社カノークスと称する。

ただし、英語を用いるときは、CANOX CORPORATIONとする。

（目　　的）

第２条　当会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

(1) 鉄鋼、鉄鋼加工品、非鉄金属、非鉄金属加工品、化学製品、機械、器具、照明機械器具の販売および輸出入業ならびに鉄鋼、非鉄金属の加工

(2) 不動産の所有、管理および賃貸借

(3) 倉庫業

(4) 一般貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業

(5) 発電および売電に関する業務

(6) 農作物の生産および販売業務

(7) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条　1. 当会社の公告は、電子公告により行なう。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第 2 章　　株　　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,944万3,000株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式の買増し）

第８条　1. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条に定める単元未満株式の買増し請求をすることができる権利

（株主名簿管理人）

第10条　1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第11条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

（基準日）

第12条　1. 当会社は、毎年３月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第３章　株主総会

（定時および臨時株主総会）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

（総会の議長）

第14条　1. 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

2. 社長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第15条　1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、代理権を証明する書面を当会社に差し出さなければならない。

（決議方法）

第17条　1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

第　4　章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条　1. 当会社の取締役は、15名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）

第19条　1. 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条　1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条　1. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長１名、社長１名を選定できるほか、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集）

第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対してこれを発する。
ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

（取締役の報酬等）

第23条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の権限）

第24条　取締役会は、当会社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

（職　　務）

第25条　1.会長または社長は、取締役会の決議にもとづき会社全般の業務を統括する。

2.副社長、専務取締役および常務取締役は、会長および社長を補佐し、日常業務を執行する。

3.会長および社長ともに事故があるときは、副社長または専務取締役がその職務を代行する。

4.前三項にいう会長は、代表取締役の場合とする。

（取締役会の決議方法）

第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行なう。

（取締役会の決議の省略）

第27条　当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第28条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（名誉会長、相談役および顧問）

第29条　取締役会の決議をもって、名誉会長、相談役または顧問を置くことができる。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（取締役との責任限定契約）

第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

（取締役会規程）

第32条　取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会規程による。

第 5 章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第33条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査等委員会の招集）
第34条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。
（監査等委員会の決議方法）
第35条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（監査等委員会規程）
第36条　監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査等委員会規程による。

第 6 章　計　　算

（事業年度）
第37条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（剰余金の配当等の決定機関）
第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
（剰余金の配当の基準日）
第39条　1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
3. 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（配当金の除斥期間）
第40条　1. 配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払いの配当金には利息をつけない。

令和8年6月23日

株式会社 カノークス